

ポイ捨て等の防止に関する条例が施行されます

(平成21年4月1日から)



清潔で美しい島づくりのため、
市民一人ひとりが考え、
そして行動することが大切です。

ポイ捨てによるたばこの吸殻や空き缶等の散乱、飼い犬のふん害を防止することとは、地域の環境美化と快適な生活環境を維持するうえで不可欠です。私たち一人ひとりが再認識し、社会的なルールとして定着させ、市民、事業者そして市が協働して、清潔で美しい島づくりを實踐しましょう。

「ポイ捨て等の防止に関する条例」は、地域の環境美化と快適な生活環境の確保を図るといふ観点から、市民には、①たばこの吸殻やガムの噛みかす、②空き缶等のポイ捨て、③飼い犬のふんの放置(ふん害)行為の禁止、事業者には、④自動販売機による飲料販売の回収ボックスの設置や周辺の適正管理を義務付けるなど、必要な事項を定めています。



1. 灰皿が設置されている場所以外では喫煙をしてはいけません (市民)
 - 屋外の公共の場所で灰皿が設置されていない場所で喫煙しようとするときは、屋外で喫煙しようとするときは、携帯用灰皿を携帯しましょう。
 - 歩きながら喫煙をしないようにしましょう。
2. ポイ捨てをしてはいけません(市民)
 - 屋外で出たごみは、持ち帰るか設置されたごみ箱に入れましょう。
 - たばこの吸殻やガムの噛みかす、空き缶等のポイ捨てを禁止します。
3. 飼い犬のふんを放置してはいけません (飼い主)
 - 飼い犬を散歩させるときは、ふんを回収するための用具を携帯し、ふんを放置せず持ち帰りましょう。
 - 公園、遊園地、保育園、幼稚園、学校等の砂場に飼い犬を立ち入りさせないようにしましょう。
4. 自動販売機による飲料販売をする場合は、回収容器の設置と適正な管理をしなければなりません (事業者)
 - 飲料自動販売機の周辺には必ず回収容器を設置しましょう。
 - 飲料自動販売機の回収容器周辺は、適正に管理しましょう。

★違反した場合は、罰則(過料)が平成21年7月1日から適用されます。

◎禁止行為(ポイ捨て)の違反者に対しては、1,000円の過料を課します。

◎飼い犬の遵守事項に違反した飼い主または、回収容器の設置と適正な管理を怠った事業者は、勧告しても従わない(または改善されない)場合、1,000円の過料を課します。

◆市役所 廃棄物対策課

☎63・5140